

平塚市産後パパ育休取得応援交付金に係る育児休業等証明書

（提出先）

平塚市長

法人の所在地

法人の名称

代表者氏名

平塚市産後パパ育休取得応援交付金交付要綱に規定される産後パパ育休取得について次のとおり証明します。

- 取得後に原職又はこれに相当する職に復帰している
- 育児休業取得後に復帰予定である

育児休業等取得者

フリガナ			
氏名			
生年月日	年 月 日		
産後パパ育休取得期間	年 月 日 ~	年 月 日	日
育児休業等取得期間	年 月 日 ~	年 月 日	日
	年 月 日 ~	年 月 日	日

※交付申請には、育児・介護休業法による「出生時育児休業」または「育児休業」の取得が必須となります。

（記入必須）

事務担当者所属

事務担当者名

連絡先

この様式は、令和8年3月31日までに妊娠届出（母子健康手帳の交付）をされた方向けのもので、雇用主へ証明書の作成を依頼する前に、ご自身の妊娠届け出日を御確認下さるようお願いします

企業証明担当者 様

平塚市産後パパ育休取得応援交付金の取得促進に向けて

平塚市長 落合 克宏

2021年6月、「改正育児・介護休業法」が成立したことに伴い、2022年4月から育児休業を取得することの周知・意向確認義務が企業に課せられることになりました。また、2022年10月からは「出生時育休制度(産後パパ育休制度)」が創設され、子どもの出生直後時期における柔軟な育児休業の枠組みとして、子どもの誕生直後8週間以内に父親が最大4週間で2回に分けて取得することが可能になり、これによって男性社員の育児休暇取得が大きく促進されることが期待されています。

そうした中、2024年4月から、本市独自の取り組みとして、男性社員の育児休業の取得促進に向けた「平塚市産後パパ育休取得応援交付金」を創設することにしました。職場の監理監督者におかれましては、男性社員の育児休業取得を促進することの意義について御理解を深めるとともに、本市の交付金の取得を積極的に奨励いただけますよう、御配慮のほど、宜しく願い申し上げます。

1 対象者

平塚市の住民基本台帳に登録があり、産後パパ育休等を取得した男性従業員

※交付金の申請には、子の誕生日から起算して8週間を経過する日の翌日まで期間内に、4週間(28日)以上、育児・介護休業法による出生時育児休業または育児休業を取得する必要があります。休業の取得日数が交付要件に満たない場合は、雇用主が育児のために取得したと証明できる休暇等であれば、「平塚市産後パパ育休取得応援交付金に係る育児休業等証明(第2号様式)」に記入していただくことができます。

2 交付金の額

10万円(現金又はスターライトマネー)

3 申請書類

- (1) 平塚市産後パパ育休取得応援交付金交付申請書兼請求書(第1号様式)
- (2) 平塚市産後パパ育休取得応援交付金に係る育児休業等証明書(第2号様式)
- (3) パパ育宣言兼結果報告書(第3号様式)
- (4) 申請者の健康保険証等の写し
- (5) 対象の子の母子健康手帳の写し
- (6) その他市長が提出を求めるもの

4 制度の詳細について

平塚市産後パパ育休取得応援交付金に関する詳細は市ホームページを参照してください。

【問い合わせ先】

平塚市健康・こども部 健康課

電話:0463-55-2111(代)

e-mail:kenko@city.hiratsuka.kanagawa.jp